

政党助成法関係事務

I 政党助成法のあらまし

「政党助成法」は、議会制民主政治における政党の機能の重要性に鑑み、選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして、国が政党に対して助成を行うこととし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものです（助成法1条）。

1 どのような政党に政党交付金が交付されますか（助成法2条）

政党交付金の交付対象となる政党は、次のいずれかにあてはまる政治団体とされています（助成法2条①）。

①衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの

②衆議院議員又は参議院議員を有し、かつ次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの

- ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
- ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
- ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
- ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

なお、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、政党助成の対象とはなりません（助成法2条②）。

(注) 政党の法人格の取得

上記の要件を満たす政党が、実際に政党交付金の交付を受けるためには、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」に基づいて中央選挙管理会に届出を行い、その確認を受け、主たる事務所の所在地で登記することにより法人格を取得する必要があります（助成法3条①）。

2 政党交付金の使途に制限はありますか（助成法4条）

(1) 使途の制限の禁止

国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならないものとされています（助成法4条①）。

(2) 適切使用の原則

政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないよう適切に使用しなければならないものとされています（助成法4条②）。

3 政党交付金の額はどのように決定されますか（助成法5条、7条、8条、9条）

政党交付金は、直近における国勢調査の人口に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めるものとされており（助成法7条①）、総額の2分の1を所属国会議員数により（議員数割）、残りの2分の1を国政選挙の得票数により（得票数割）配分します（助成法7条②）。

(1) 各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定

政党交付金の交付を受けようとする政党は、毎年1月1日を基準日として、総務大臣に政党の組織等に関する届出をしなければなりません（助成法5条①②）。

届出をした各政党に対して、次の表の計算方法によりその年に交付すべき政党交付金の額が算出されます（助成法8条）。

(政党交付金の配分額の計算)

区 分			政党への政党交付金の配分額の計算	
議員数割 (政党交付金総額の1/2)			議員数割 (1/2) × $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$	①
得 票 数 割 (政党交付金 総額の1/2)	衆議院議員 総選挙 (前回)	小選挙区 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合	a
		比例代表 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合	b
	参議院議員 通常選挙 (前回 前々回)	選挙区 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合の平均 (前回・前々回)	c
		比例代表 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合の平均 (前回・前々回)	d
	得票数割計		a～dの計	②
政党への政党交付金の配分額			① + ②	

$$\text{※得票割合} = \frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$$

4 政党交付金の使途はどのように公表されますか（助成法17条、19条、31条、32条）

各政党は、政党交付金の使途等を記載した報告書を、公認会計士等の監査を経て、総務大臣に提出し、総務大臣はその要旨を公表することとされています。

(1) 政党の報告書の提出

政党の会計責任者は、12月31日現在で、その年における政党交付金の使途等を記載した報告書（以下「報告書」といいます。）を監査を行うべき者の監査意見書、政党支部から提出を受けた支部政党交付金の使途等を記載した報告書（以下「支部報告書」といいます。）などを添えて、総務大臣に提出しなければなりません（助成法17条、19条①）。

この報告に当たっては、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないものとされ、この監査に基づき作成された監査報告書も添付しなければならないものとされています（助成法19条②）。

(2) 報告書の公表・閲覧

報告書及び支部報告書等の要旨は官報により公表するものとされ（助成法31条）、その後5年間、報告書、支部報告書等は総務省で、また、支部報告書等は支部が所在する都道府県選挙管理委員会で、閲覧することができます（助成法32条）。

Ⅱ 政党交付金の使途報告

1 政党本部はどのように使途を報告しますか

政党の本部の会計責任者は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載しなければなりません（助成法15条①）。

そして、12月31日現在で、その年における報告書を作成し、その日の翌日から起算して3か月以内（その間に衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙の公示の日から選挙期日までの期間がかかる場合には4か月以内）に、次の書類と併せて総務大臣に提出しなければなりません（助成法17条）。

また、政党が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなった場合には、会計責任者であった者は、その年における報告書その他の書類を解散等の事実が生じた日現在で作成し、その日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に提出しなければなりません（助成法28条、同法施行規則31条）。

（添付書類（助成法17条②、19条①②））

①政党交付金による支出に係る領収書等の写し

（提出対象）

人件費及び光熱水費以外の経費に係る支出で1件当たりの金額（支払が数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出のもの。社会慣習その他の事情により領収書等を徴し難かったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載してください。

※金融機関への払込明細書の写しを提出する場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「払込明細書に係る支出目的書」を提出することができます。

②政党基金に係る残高証明等の写し

政党基金に残高を有しているとき、会計責任者は、（当該預金口座に係る）金融機関から12月31日現在の残高を証明する書面を徴さなければなりません。

③監査意見書

④監査報告書

⑤（支部に対して支部政党交付金を交付した場合）当該支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書

⑥（支部に対して支部政党交付金を交付した場合）総括文書（支部分）

⑦総括文書（本部+支部の合計分）

2 政党支部はどのように使途を報告しますか

※1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられるものに限ります。

(1) 会計帳簿の記載等

政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金に係る会計帳簿を備え、本部または支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載しなければなりません（助成法16条①）。

(2) 支部報告書の提出等

政党の支部の会計責任者は、12月31日現在で、その年における支部報告書（使途等報告書）を作成し、その日の翌日から起算して2か月以内（その間に衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙の公示の日から選挙期日までの期間がかかる場合には3か月以内）に、次の書類と併せて支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出しなければなりません（助成法18条）。

提出部数は支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に確認してください。

なお、支部若しくは本部が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなった場合には、支部の会計責任者であった者は、その年における支部報告書その他の書類を解散等の事実が生じた日現在で作成し、その日の翌日から起算して15日以内に同様に支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出しなければなりません（助成法29条①、同法施行規則32条）。

(添付書類（助成法18条②）)

①支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し

（提出対象）

人件費及び光熱水費以外の経費に係る支出で1件当たりの金額（支払が数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出のもの。社会慣習その他の事情により領収書等を徴し難かったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載してください。

※金融機関への払込明細書の写しを提出する場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「払込明細書に係る支出目的書」を提出することができます。

②支部基金に係る残高証明等の写し

支部基金に残高を有しているとき、会計責任者は、（当該預金口座に係る）金融機関から12月31日現在の残高を証明する書面を徴さなければなりません。

③監査意見書

④（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）当該支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書

⑤（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）支部総括文書

(注1) 支部政党交付金

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（政党の本部が特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含みます。）を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で、支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含みます（助成法14条②）

(注2) 支部政党交付金による支出

政党の支部のする支出のうち、政党の本部または他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除きます。）をいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます（助成法14条③）。

(注3) 支部基金

特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てたものとされており、これに係る果実（利息）を含みます。

(3) 県選挙管理委員会への提出

政党の支部の会計責任者は、支部報告書その他の書類を支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出したときは、提出した日の翌日から起算して7日以内に次の書類をその支部が所在する都道府県の選挙管理委員会（埼玉県内に主たる事務所が所在する支部にあっては埼玉県選挙管理委員会）に提出しなければなりません（助成法18条③）。

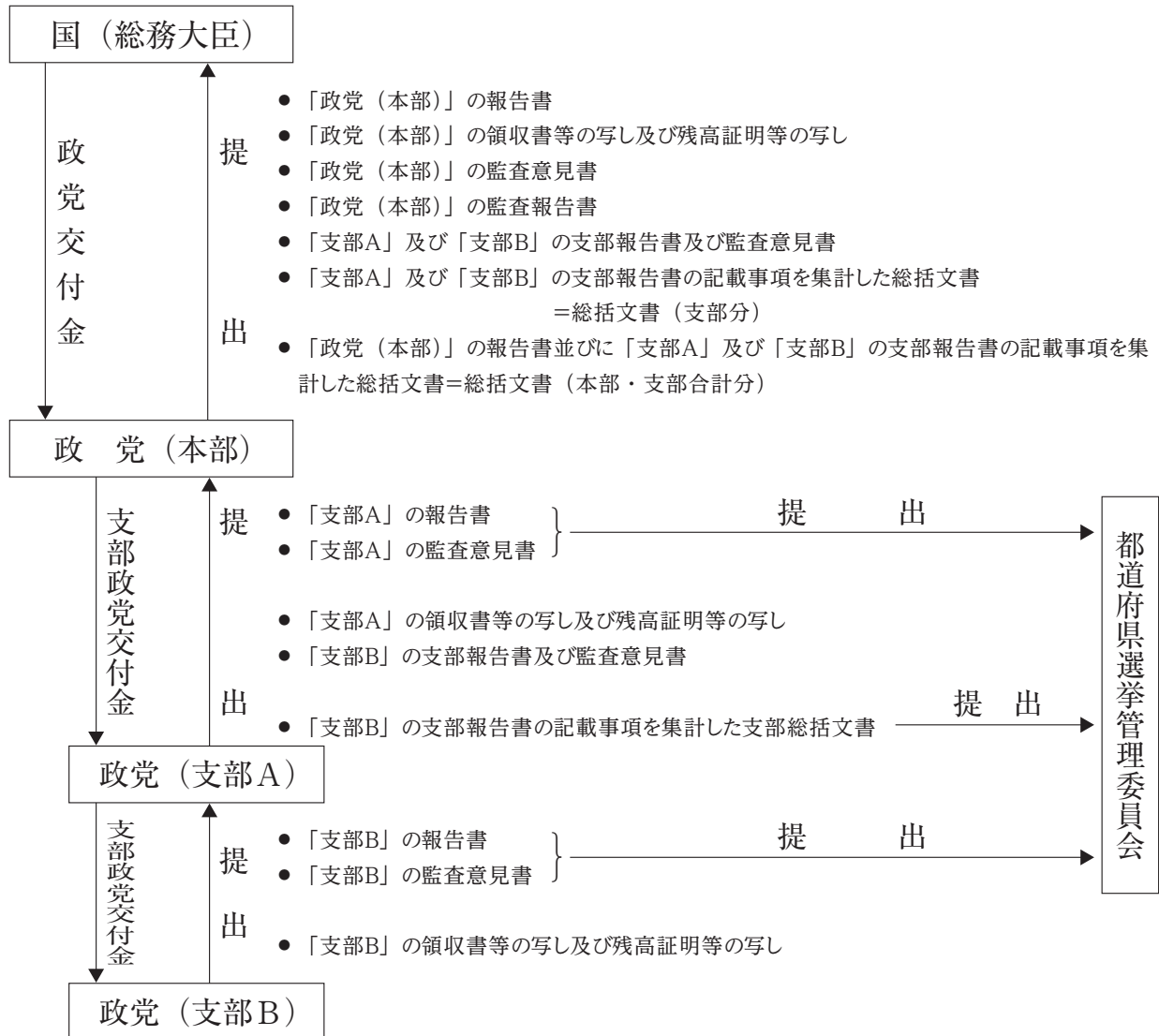
ア 提出書類

- ①当該支部の支部報告書
 - ②当該支部の監査意見書
 - ③（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）支部総括文書
- ※領収書等の写し及び残高証明等の写しの提出は不要です。

イ 提出部数

2部（1部は控えとなりますので、受付印を押してからお返しします。）

（報告書・支部報告書等の提出）



Ⅲ 罰則

政党交付金の使途等に関する支部報告書、監査意見書、支部総括文書等を提出せず、支部報告書、支部総括文書に記載すべき事項の記載をせず、又は支部報告書、支部総括文書等に虚偽の記入をした者については、5年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされ（助成法44条①）、監査意見書、監査報告書に虚偽の記載をした者については、30万円以下の罰金に処する（助成法46条）等、違反行為については、罰則が設けられています。